

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の背景と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波による甚大な被害とともに、膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理に混乱が生じました。

大規模災害に伴い発生するがれきや木くず等の災害廃棄物は、通常の一般廃棄物とは量や性状が大きく異なることから、市町村での単独処理が困難になることが予想され、処理にあたっては、国や都道府県等との連携が必要となります。

国では、この教訓をもとに、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備えや、災害に伴い発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策など、必要事項をまとめた「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を策定し、その後の平成 28 年に発生した熊本地震等の災害を踏まえ、平成 30 年 3 月に改定しました。

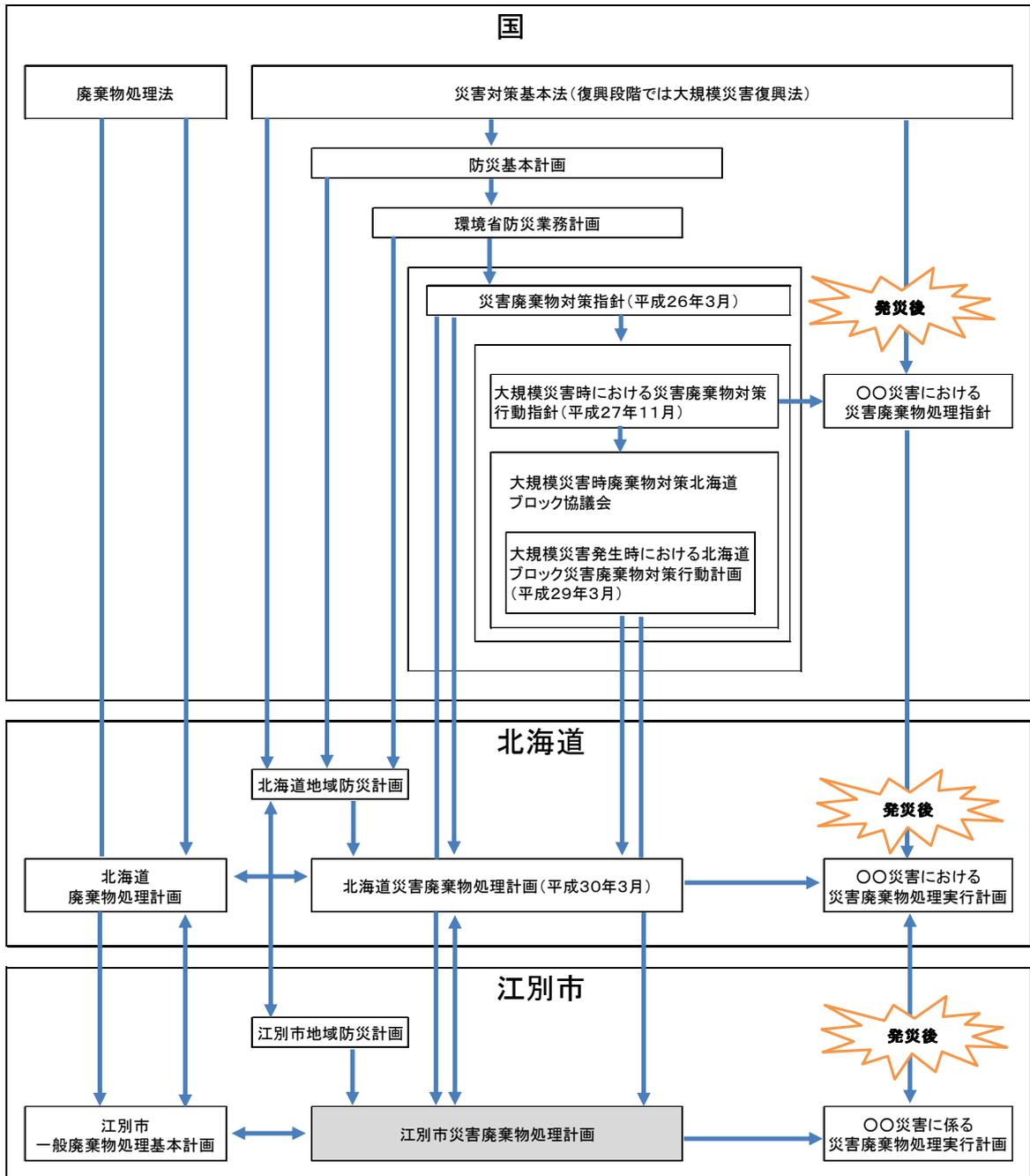
また、環境省北海道地方環境事務所が中心となり設置された大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会において、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成 29 年 3 月）」が策定され、北海道では平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定されるなど、災害廃棄物対策が進められています。

本市においても、災害に対し平時から備えるほか、発災時には、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うとともに、市民の生活環境を保全するため、速やかに復旧・復興を進めることを目的に、国の指針や行動計画、北海道の処理計画及び「江別市地域防災計画」と整合を図りながら、「江別市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

なお、本計画については、今後、国、北海道等から示される指針や計画、本市の地域防災計画等、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、以下のとおり位置付けられます。



第 3 節 計画対象区域

本市行政区域内全域とします。

第 4 節 想定する災害

本計画の想定地震及び想定風水害を以下のように定めます。

本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）による水害が最も多く、以下火災、冷害、雪害等がその主なものです。

石狩平野の中央部に位置する本市は、石狩川を主流として千歳川、夕張川、豊平川等の大小河川があり、各河川流域の降水量によって災害をもたらすという特異性があります。

なお、地震については、大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道内で発生した平成 5 年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成 6 年の北海道東方沖地震、平成 15 年の十勝沖地震のほか、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震や平成 28 年の北海道浦河沖地震においても大きな被害は起きていません。

四季別の災害の概況及び過去における異常気象の概況は、次のとおりです。

1. 四季別の災害の概況

(1) 春

4 月から 5 月にかけては、低気圧の接近にともなって暖かい南風が吹き込んで気温の上昇が起これ、降雨と合わせて融雪災害が発生する。

また、融雪の終了とともに、季節的な強風による異常乾燥等の気象現象から、空地や原野の枯れ草等の野火火災の発生が多い。

(2) 夏

梅雨前線が津軽海峡付近まで北上し、その前線上を台風が通過すると大雨に見舞われる。また、この季節は台風の最盛期でもあり、前線を台風が刺激することによって記録的な豪雨をもたらすことがあり、昭和 36 年、37 年、41 年、50 年、56 年の石狩川洪水災害は、この時期に発生している。

(3) 秋

低気圧がたびたび本道を通り、大雨に見舞われることがある。また、台風が道央に接近する頃には勢力が弱まる傾向にあるが、稀にはほとんど勢力を変えずに襲来し、大きな被害をもたらすことがある。

(4) 冬

日本海沿岸から太平洋にかけて低気圧が襲来する。このため、降雨が降雪となり、時には暴風雪のため交通災害が発生する。

また、寒冷積雪に伴って暖房設備、器具の使用が多くなり、これらに起因する火災が増加する。

2. 想定する災害

地震	<ul style="list-style-type: none">・月寒背斜に関連する断層の地震（内陸活断層型）（震度6弱～7）・野幌丘陵断層帯の地震（内陸活断層型）（震度6弱～7）
風水害	<ul style="list-style-type: none">・台風最盛期における豪雨による洪水・台風最盛期における暴風

3. 想定する被害

地震と風水害を比較して、最も被害の大きい地震を対象として被害を想定します。

地震	<ul style="list-style-type: none">・全壊建物 : 約 2,900 棟・半壊建物 : 約 5,050 棟・死傷者 : 約 1,610 人・避難者数 : 約 10,000 人
----	---

出典：江別市地域防災計画

《参考》

本市において、過去に最も被害の大きかった水害は、昭和56年8月に発生した集中豪雨によるもので、被害の概要は次のとおりです。

水害	<ul style="list-style-type: none">・全壊建物 : 4 棟・床上浸水 : 416 棟・床下浸水 : 605 棟・避難者数 : 5,314 人
----	---

出典：江別市の統計

第 5 節 災害廃棄物処理の基本方針

本計画の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針	内 容
① 衛生的な処理	<ul style="list-style-type: none">・発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。・災害廃棄物は、十分に環境に配慮し処理を行い、特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払う。
② 迅速な処理	<ul style="list-style-type: none">・生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。・発災から概ね 3 年間で処理を終えることとする。
③ 計画的な処理	<ul style="list-style-type: none">・発災による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。・集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入する。・災害廃棄物の処理は、北海道や近隣市町村と連携する。・災害廃棄物の資源化を図るため、民間事業者と連携するほか、可能な限り分別収集に努める。・災害廃棄物の処理の収束から、平常の清掃業務に移行する時期等についても十分に考慮する。
④ 安全な作業の確保	<ul style="list-style-type: none">・発災時の清掃業務は、通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性を確保するよう努める。

第 6 節 災害廃棄物等処理の基本的な流れ

発災後の各段階における主な業務内容を以下のとおりとします。

区分	災害応急対応			復旧・復興対応
	初動期 (～3時間)	応急対応 (～2日)	応急対応 (3日～)	
国等との連携	国、北海道、近隣市町村、庁内関係部局と連携			
生活ごみ・し尿	生活ごみ (避難所含む)	処理施設稼働状況に応じた分別区分決定	ごみの分別・集積場所・収集等の広報	
		避難所ごみ保管場所確保	臨時ごみステーション設置	
		ごみ収集運搬車両・人員被災状況確認	収集運搬体制確保	
			収集運搬ルート確保	
			収集運搬の実施	
		ごみ処理施設被災状況確認	稼働可能な処理施設の運転・廃棄物受入・処理	
			処理施設被災状況に応じた補修	
	し尿 (仮設含む)	上下水道施設被災状況確認		
		仮設トイレ、紙、消臭剤等の確保		
		仮設トイレ設置		
		仮設トイレ維持管理		
			し尿収集運搬	
		浄化センター施設被災状況確認		
			浄化センター施設で受入れ	
災害廃棄物	解体	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去		
	撤去		倒壊危険建造物の優先解体	
	発生量	災害廃棄物発生量・処理可能量の推計		
	処理スケジュール	処理スケジュールの作成、見直し		
	処理フロー	処理フローの作成、見直し		
	収集運搬	収集運搬の確保	収集運搬の実施	
			広域輸送体制確保	
仮置場	仮置場必要面積算定	仮置場候補地選定	受入合意形成	仮置場復旧・返却
		仮置場の設置・管理・運営 (火災防止策・悪臭防止等環境対策・モニタリング)		
中間処理 (分別・再資源化等)	民間処理業者と協議(協定)	受入合意形成	中間処理(再資源化)	
	仮設焼却炉の検討			仮設焼却炉の撤去
	仮設焼却炉の設置・運営・管理			
有害廃棄物対策 処理困難物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全確保 有害廃棄物 (PCB、トリクロロエチレン、フロン等) 処理困難物 (廃家電、廃自動車)			

第 7 節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物を表 1-1 及び表 1-2 のとおりとします。

なお、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や、作業の一貫性と迅速性の観点から個人及び中小企業の損壊家屋・事務所等の解体等により発生した災害廃棄物も含まれます。

表 1-1 対象廃棄物（地震等の災害により発生する廃棄物）

種 類	内 容	特 性					
		再利用 可能性	減量 可能性	有害性 危険性	処理 困難性		
災 害 廃 棄 物	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など	○	○			
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど	○				
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	○				
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物		○			
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	○	○			
	その他処理に注意が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など		○		○
		廃家電	災害により使用できなくなったテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類	○	○	○	
		廃自動車等	災害により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	○	○	○	
		有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等			○	○
		その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベやピアノなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、農機具、石膏ボードなど			○	○

出典：災害廃棄物対策指針

表 1-2 対象廃棄物（被災地や避難所の生活に伴い発生する廃棄物）

種 類		内 容	特 性			
			再利用 可能性	減量 可能性	有害性 危険性	処理 困難 性
生活 ごみ	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	○	○		
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど（簡易トイレで使用した凝固剤・汚物を含む）	○	○		
し尿	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿		○		

出典：災害廃棄物対策指針

第 8 節 市及び市民・事業者の役割

1. 市の役割

平常時から、市民や事業者に対し、ごみの減量や資源化に関して啓発するとともに、発災時の対応や業務について検討する必要があります。

本市の役割は次のとおりです。

- (1) 発災時における組織の連絡体制を構築する。
- (2) 庁内各部と連携し、仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握する。
- (3) 近隣市町村や廃棄物処理業者等との連携体制を構築する。
- (4) 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理・処分方法及びスケジュール等を含めた実行計画を作成する。
- (5) 災害廃棄物の仮置場候補地を選定するとともに設置、維持管理を行う。
- (6) 発災時の被災建物等の解体・撤去、ごみの収集・運搬、ごみ処理体制等を構築するとともに、二次災害を防止する。
- (7) 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築する。
- (8) 住民、事業者、関係団体等に対し発災時の廃棄物処理について啓発を行う。

2. 市民及び事業者の役割

(1) 市民の役割

平常時から、住民は、ごみの減量や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

市民の役割は次のとおりです。

- ① ごみ排出量の削減に努める。
- ② ごみの分別に協力する。
- ③ ごみとして排出する前に資源化することを推進する。
- ④ 平常時から、分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。また、携帯トイレの備蓄を進める。
- ⑤ 災害時には、ごみの分別に努め、ルールを守るとともに、生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、市の方針に従って廃棄物の円滑な処理に協力する。

(2) 事業者の役割

事業者は、ごみの減量や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

事業者の役割は次のとおりです。

- ① ごみ排出量の削減に努める。
- ② ごみの分別に協力する。
- ③ ごみとして排出する前に資源化することを推進する。
- ④ 優れたリサイクル技術を採用する。
- ⑤ リサイクルルートを構築する。
- ⑥ 本市から廃棄物処理の協力要請があった場合は協力する。
- ⑦ 平常時から分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。
- ⑧ 災害時には、ごみの分別に努め、ルールを守るとともに生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、市の方針に従って廃棄物の円滑な処理に協力する。
- ⑨ 災害時における市からの廃棄物処理の連絡・広報に協力する。
- ⑩ 本市で処理できない災害廃棄物は、事業者が自己責任で処理を行い、適切な分別、再利用・再資源化に努める。

(3) 関係団体の役割

関係団体（一般廃棄物処理業許可事業者、建物解体事業者等）とは、災害廃棄物処理に関する協定を締結することを検討します。

災害協定の内容（例）は以下のとおりです。

災害協定（例）

本市が被災した場合に関係団体に協力を要請する事項

- ① 災害廃棄物の撤去
- ② 災害廃棄物の収集・運搬
- ③ 災害廃棄物の処分
- ④ 前各号に伴う必要な事業

その他の取り決め事項

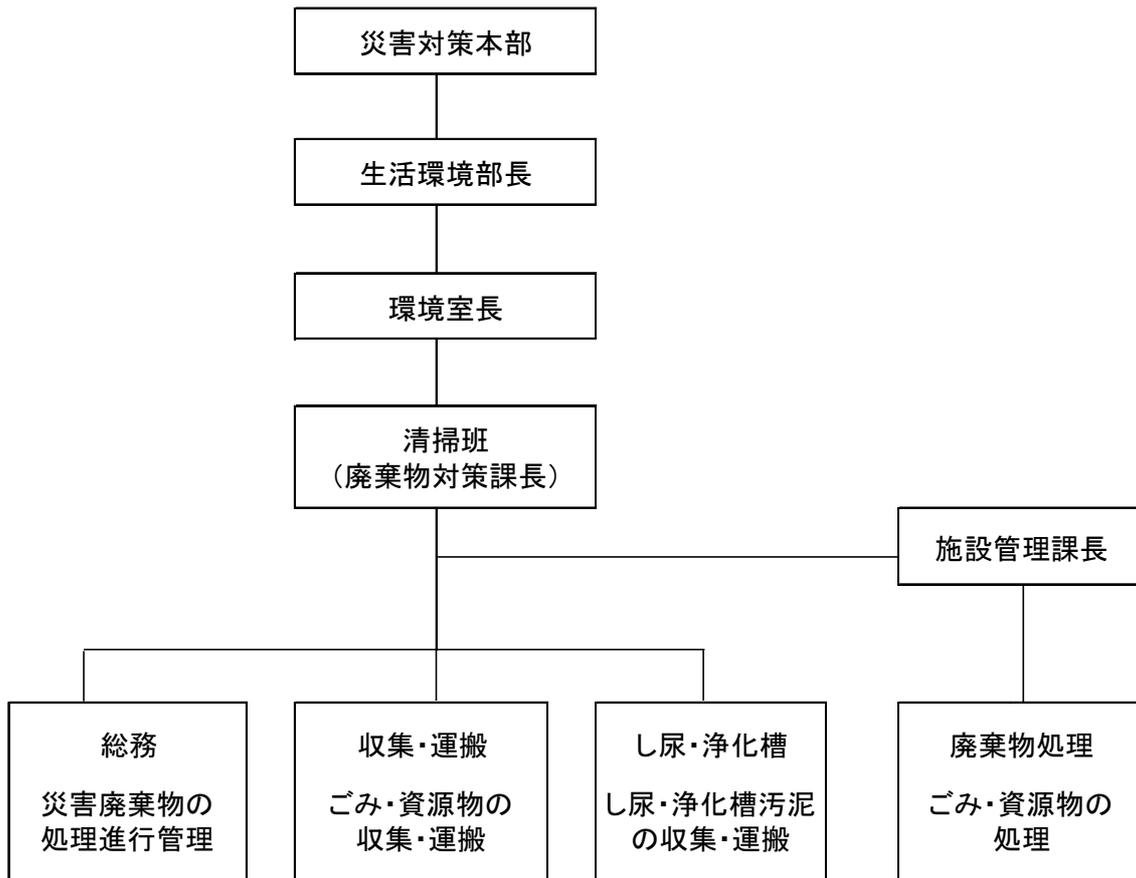
- ① 情報提供
- ② 実施報告
- ③ 災害補償
- ④ 連絡窓口
- ⑤ その他

第 2 章 組織体制及び協力・支援体制等

第 1 節 災害発生時の組織体制及び業務内容

本市の災害廃棄物処理を統括する組織として、生活環境部環境室に「清掃班」を設置し、廃棄物処理に関する情報は全て清掃班に集め、管理することとします。

また、総括、指揮については、廃棄物対策課長が務めます。



清掃班組織体制

主要な業務の内容は以下のとおりです。

業 務		業 務 内 容
清掃班	総 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の発生量の把握 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物対策の進行の管理 ・ 庁内関係部署との調整 ・ 職員の適正な配置及び職員の参加状況の把握 ・ 国、北海道、近隣市町村との連絡体制の構築 ・ 市民や事業者からの相談への対応 ・ 市民や事業者への分別の指導 ・ 避難所での分別の指導 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬業者との連絡 ・ ごみ収集運搬車両・人員の被災状況の把握 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 臨時ごみステーションの設置 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	し尿・浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿・浄化槽汚泥発生量の把握 ・ 仮設トイレの確保、避難所での設置・撤去の指導 ・ 収集・運搬業者との連絡 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 江別市浄化センターが使用不可の場合における、周辺市町村の代替利用可能なし尿処理施設や下水道の確保 ・ その他発災時のし尿処理に必要な事項
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設(環境クリーンセンター、リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場)の被災状況の把握 ・ ごみ処理施設の復旧 ・ 仮置場の設置・運営 ・ 仮設焼却炉等の検討 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項

第 2 節 職員の安全・健康

発災時は、通常業務に加え、災害廃棄物の処理も並行して行うこととなり、時間外業務や長時間に及ぶ業務が求められることから、職員への負荷が高まり、疲労の蓄積やストレス等により、注意力、集中力が低下し、事故やけがの発生原因となります。

こうした事態を回避するためにも、災害に係る職員の安全・健康に対する配慮も重要です。

長期的・安定的な収集・運搬、処理を確保するため、被災時は、職員の安全・健康管理を重視し、継続的に業務が遂行できる体制を構築します。

第 3 節 情報収集・連絡

災害発生に際して、情報の収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、職員への連絡体制の充実強化、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図り、発災時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう体制の整備に努めます。

なお、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

- (1) 関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- (2) 職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。
- (3) 迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間事業者団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第 4 節 協力・支援体制

発災時において、よりスムーズな災害廃棄物の処理を実行するため、平時から国、北海道、近隣市町村、庁内関係部署との連携体制を構築するとともに、民間事業者との災害廃棄物処理に関する協定を締結する必要があります。

1. 国、地方公共団体との連携

大規模災害が発生した場合は、周辺市町村が同時に被災することが予想されます。本市のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合には、国や北海道へ支援を要請するほか、近隣市町村と連携して対策にあたります。

なお、本市では、平成26年2月7日に近隣7市町村で構成する札幌圏廃棄物対策連絡会議（札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）において、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結しています。

国、北海道、近隣市町村の連絡先は以下のとおりです。

区分	機関名	所在地	電話番号
国	環境省	札幌市北区北8条西2丁目	011-299-1952
	北海道地方環境事務所	札幌第一合同庁舎 3階	
北海道	北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 12階	011-204-5196 011-204-5198
	北海道石狩振興局 保健環境部環境生活課	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 5階	011-204-5823
札幌市	札幌市環境局環境事業部 循環型社会推進課	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階	011-211-2912
小樽市	小樽市生活環境部 ごみ減量推進課	小樽市花園2丁目12-1 小樽市役所本庁舎	0134-32-4111 (内線 462)
石狩市	石狩市環境市民部 ごみ・リサイクル課	石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所本庁舎 3階	0133-72-3126
北広島市	北広島市市民環境部 環境課	北広島市中央4丁目2番地1 北広島市役所本庁舎 4階	011-372-3311 (内線 4102)
当別町	当別町住民環境部 環境生活課	石狩郡当別町白樺町58-9 当別町役場	0133-23-2503
新篠津村	新篠津村住民課	石狩郡新篠津村第47線北13番地 新篠津村役場	0126-57-2111 (内線 310)

2. 民間事業者等との連携

災害廃棄物の処理は、がれき等の産業廃棄物に性質が類似した廃棄物が多いことから、民間の建設業者や廃棄物処理業者の方が処理方法に精通している場合があります。

本市では、災害時の廃棄物の収集運搬を円滑に進めるため、平成26年2月3日に、江別市一般廃棄物収集運搬の許可業者が構成する江別リサイクル事業協同組合と「災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定」を締結しています。

今後は、災害の発生に備え、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結し相互協力体制の構築を進めます。

3. ボランティアへの支援要請

被災地での災害ボランティア活動には様々な種類があります。中でも廃棄物・資源循環に関わるものとしては、①災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、②貴重品や思い出の品等の整理・清掃等があげられます。

ボランティア活動は災害廃棄物処理に係る事項が多数あるため、今後の災害廃棄物処理を見据え、活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法等を災害廃棄物処理の担当者がボランティアに対して事前に説明を行うこととします。

4. 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）

災害廃棄物の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が求められるものであり、大規模な災害が発生した場合は、情報収集やその分析能力を有する人材、災害対応経験の豊富な人材などの確保が必要となります。

国は、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物処理への対応力を向上するため、人的な支援ネットワークとなる「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を構築しており、このような人的支援を要する場合は、環境省地方環境事務所を通じて協力要請を行うこととします。

災害廃棄物処理支援ネットワークは、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物処理への対応力を全国各地で向上させるため、有識者や自治体関係者、関係機関技術者の「支援者グループ」と、関係業界団体などの「民間事業者グループ」で構成される人的な支援ネットワークです。

第 5 節 職員への教育訓練

発災時に処理計画が有効に活用されるようにするとともに、災害廃棄物等処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育訓練を行います。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育訓練を継続的に実施し、処理計画の周知を行うとともに、国及び北海道と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

1. 初心者研修（新規着任者向け）

関係職員のうち、新規に着任した者に対して実施する研修

- (1) 実施時期：年度当初
- (2) 実施内容：災害廃棄物処理計画の内容周知

2. 継続研修

関係職員に対して実施する研修

- (1) 実施時期：不定期
- (2) 実施内容：次の項目から適宜選択
 - ① 自然災害（地震、風水害等）に関する知識
 - ② 廃棄物に関する知識（廃棄物処理、廃棄物処理施設等）
 - ③ 災害廃棄物に関する知識
 - ④ 緊急時の組織の運用に関する知識
 - ⑤ その他災害関連の一般的な知識